

☆*****☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

DB基金（ ） DB規約（ ） DC（ ）
厚年基金（ ） 会計基準（ ） その他（○）

【タイトル】第7回社会保障審議会年金部会の開催について

☆*****☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は2023年9月21日、第7回社会保障審議会年金部会を開催しました。
詳細は、以下の厚生労働省HPをご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/nenkin_230921.html

【議事】

○今回は、第4回の部会で示された「次期制度改正に向けた主な検討事項」から、個別の検討事項として、以下2点について、議論が行われました。

- ・第3号被保険者制度について
- ・女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる「年収の壁」等）

○始めに、事務局より資料1、2について説明が行われました。

1. 第3号被保険者制度について【厚生労働省HP 資料1をもとに記載】

- (1) 第3号被保険者制度について
- (2) 第3号被保険者制度導入前後の経緯
- (3) 女性の就労と第3号被保険者の状況
 - ①女性の就労の状況（女性の就労の進展／非正規雇用の増加）
 - ②第3号被保険者の状況

2. 女性の就労の制約と指摘される制度等について（いわゆる「年収の壁」等）

【厚生労働省 HP 資料2をもとに記載】

(1) いわゆる「年収の壁」について

－いわゆる「年収の壁」の概要とポイント 等

(2) いわゆる「年収の壁」の対応案について

○いわゆる「年収の壁」への対応

－第3号被保険者が働いて収入が増加すると社会保険料が発生することによって、手取りが減少することを避けるため、就業調整が行われ、希望どおり働くことが阻害されているとの指摘。

－いわゆる「年収の壁」を意識せずに働くことが可能となるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大、最低賃金の引上げに引き続き取り組む。

－被用者保険の適用拡大の推進に向けた広範かつ継続的な広報・啓発活動を展開する。

・いわゆる「106万円の壁」への対応策の考え方

－いわゆる「106万円の壁」では保険料負担が増えるが厚生年金給付も増える。

－他方で、「壁」を境にした保険料負担による手取り収入の減少のみに着目すれば「壁」を感じる者が存在することから、これへの対応は「保険料負担による手取り収入の減少をどうするか」を出発点として考えることが基本となる。なお、現在の適用要件の下においては、最低賃金の引上げ等により、適用時点で「106万円」を意識しない水準まで収入が増加していればいわゆる「年収の壁」は解消される。

・いわゆる「130万円」の壁への対応策の考え方

－いわゆる「130万円の壁」では保険料負担が増えても基礎年金給付は同じであり、これは第1号被保険者と第3号被保険者とで負担と給付の構造が異なることによるもの。

－したがってこれへの対応は、第3号被保険者のあり方そのものに着目した何らかの見直しを行うか、「壁」を感じながら働く第3号被保険者が少なくなるよう、短時間労働者への被用者保険の適用拡大を一層加速化することが基本となる。

○いわゆる「106万円の壁」への対応策の例（単に手取り収入が減少しない仕組み）

・具体例

被用者保険に加入することに伴い、新たに保険料負担が発生しないよう、壁を超えた労働者の保険料負担を免除する。ただし一定の収入を超えれば通

常の保険料を負担する。給付については、負担免除による給付減が将来の不利益とならないよう、現行通り、基礎年金（満額）に加えて標準報酬月額に応じた報酬比例部分を給付する。

- ・課題

- 負担・給付についての公平性／新たな「壁」が生じる／年金財政への影響

○いわゆる「130万円の壁」の検討

- ・適用拡大における企業規模要件を満たさない中小企業や個人事業所に係わる非適用業種で働く第3号被保険者が直面するのは、いわゆる「130万円の壁」であり、こうした「壁」を感じながら働く第3号被保険者が少なくなるよう、被用者保険の適用拡大を一層加速化することが必要。
- ・検討を進める上では適用拡大に伴う諸課題やいわゆる「106万円の壁」の検討と同様の視点（「簡素で分かりやすく中立的な制度設計」や「他の被保険者との公平性」「実務面への影響、事業主への負荷」「健康保険との関係」等）を踏まえることが必要。

3. 委員からの意見（一部抜粋）

〈第3号被保険者制度について〉

- ・社会の変化に適応した制度とするべき。被用者保険の適用拡大等を通じて、第3号被保険者制度の見直し、縮小が必要。ただし、育児や介護等により就労できない人への配慮も必要であり、その方々への支援策もセットで、見直しを実施すべき。

〈「年収の壁」及び資料2で提示された「年収の壁」への対応策について〉

- ・提示された具体案は、一部の労働者を優遇していること、労使折半の原則から外れていること等、公平性の観点から問題がある。また、制度が複雑化し、より分かりにくくなっている。
- ・被用者保険の適用拡大により、第3号被保険者数を縮小することで、「壁」を感じながら働く第3号被保険者が少なくなるようにする、という方向性は賛成。
- ・賃金要件（106万円の下限）を下げることで「壁」に直面する人を少なくする、という案もある。
- ・短時間労働であっても社会保険料によって手取りが減少しない水準の賃金が支払われれば「壁」を意識することはない。提示された具体案では、一時的な労働力不足解消を目的とした対応にしかならないのではないか。賃金設定が大切であり、労働力確保のために本来企業がとるべき対応を阻害しかねない。
- ・制度が正しく理解されておらず、本来は不要である就業調整を行っているケースも

あると思われる。制度の正しい理解促進が重要である。

部会の最後に、事務局より、次回以降の議題、開催日程については、追って連絡する旨の発言がありました。

*****メール配信サービス（年金NEWS・メルマガ）*****

運営：日本生命保険相互会社

〒100-8288 東京都千代田区丸の内 1-6-6 日本生命丸の内ビル

団体年金部 団体年金コンサルティンググループ

TEL 03-5533-5572

E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp

日本-年基-202309-170-0263-D